

犯罪被害者等の支援に関する条例の制定について

1. 背景

滋賀県における犯罪被害者等支援は、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例(H15.4施行)に基づく基本方針の中に位置付け、取組を進めてきました。

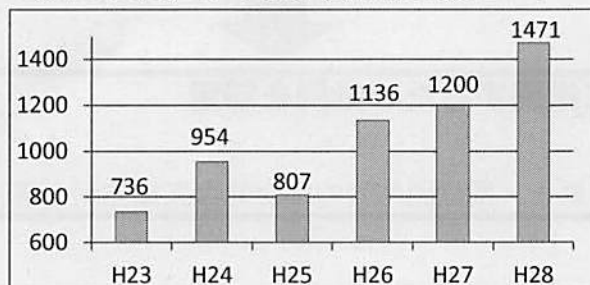
さらに、国において犯罪被害者等基本法(H17.4施行)に基づく犯罪被害者等基本計画が策定(H17.12、第2次：H23.3、第3次：H28.4閣議決定)され、本県においても平成19年に犯罪被害者等支援施策の取組指針を策定し、関係部局が連携して支援施策を講じてきました。

この間、犯罪被害者総合窓口を設置し、相談件数が増加するなど着実に支援は進んできてはいるものの、一方で、依然として犯罪被害者等が二次的被害に苦しめられる事例があるなどの状況を踏まえ、再び平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、県・市町・県民・関係団体等が連携し、県民総ぐるみにより犯罪被害者等の支援を総合的に推進していくため条例を制定しようとするものです。

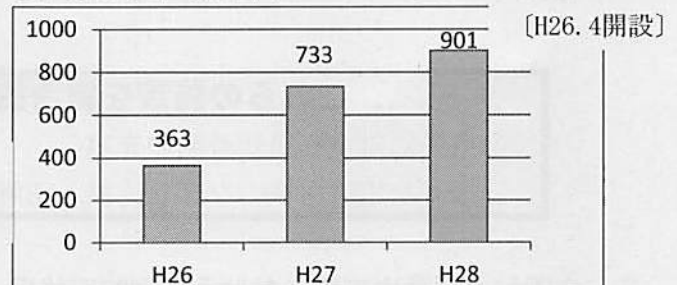
2. 現状と課題および対応策

(1) 相談支援件数

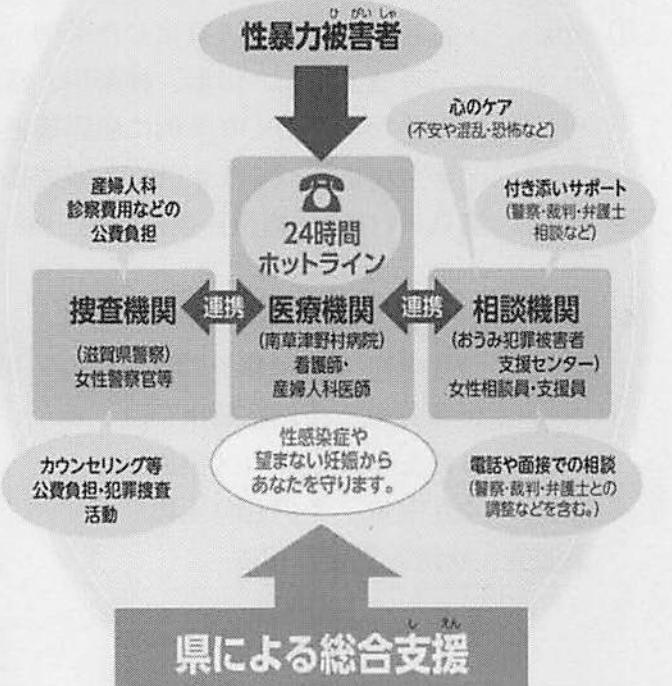
①NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター



②性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖SATOCO [H26.4開設]



【支援のネットワーク図】



(2) 犯罪被害に関する現状

① 県政モニターアンケート (H28. 5)

- ・ 滋賀県犯罪被害者総合窓口を知っているか (n=360)
知っている 29.2% 、 知らない 70.8%
- ・ 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖SATOCOを知っているか (n=360)
知っている 6.9% 、 知らない 93.1%

② 犯罪被害者総合窓口における相談内容

- ・ 事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調
- ・ 周囲の人々の言動による精神的負担
- ・ 様々な支援機関の紹介や支援機関への付添支援

(3) 課題および対応策

課題	対応策
・ 犯罪被害者等は、直接的被害だけでなく、精神的・経済的負担など二次的被害にも苦しめられている	・ 犯罪被害者等の置かれている状況や理解と配慮の重要性を啓発
・ 犯罪の被害に遭った場合に相談できる窓口等の認知が低く、必要な支援に辿り着いていない被害者が多いと推測される	・ 犯罪被害者支援制度や安心して相談できる窓口の周知
・ 被害を回復または軽減し、一日も早く元の平穏な暮らしに戻るよう、途切れのない支援が必要だが、関係機関の連携が不十分	・ 被害者のニーズに応じた支援計画を策定し、関係機関との連携強化を図る



これらの施策を総合的に推進するため条例を制定

- 県民に対する周知啓発の充実
- 様々な施策を横つなぎし、県・市町・県民・関係団体等の総合的な支援体制を構築

3. 全国および県内市町における条例制定状況

① 全国 ・ 犯罪被害者支援に特化した条例：9 県

- (宮城、秋田、山形、神奈川、富山、静岡、奈良、岡山、佐賀)
- ・ 安全なまちづくり条例に犯罪被害者支援を規定：19府県 (佐賀は特化条例も制定)
- ・ 安全なまちづくり条例に犯罪被害者支援の規定なし：20都道府県

② 市町 高島市 (H29. 6施行) 条例制定 ⇒ 県内全市町で制定

4. スケジュール (予定)

- H29 8月中旬 条例骨子(案)
 - 10月上旬 条例案要綱(案)
 - 11月上旬 パブコメ実施
 - H30 2月中旬 条例(案)上程
- ※適宜、状況を議会に報告